

The Rotary Club of KOBE-NORTH

Weekly  Bulletin

NO.11 通算1908回

2014～15年度RIテーマ



Light Up Rotary

クラブ会長テーマ

— 奉仕の輪・心の和 —

会長 松田 洋三 幹事 阪本 幸一

今週の例会プログラム(9月19日)

「ホテルケーニヒスクローネ神戸」

岡本 陽会員

ソング: 赤とんぼ

次週の例会プログラム(9月26日)

「建物の耐震補強」

岡成一会員会員

ソング: 村祭り



【平成26年9月12日の例会より】

会長報告(松田会長)

昨日(9/11)は午前中雷と激しい雨で神戸の街は交通が大変乱れた状態になりました。幸い短時間で済み大きな被害は出ませんでした。今年は9月になり朝夕が涼しくなって過ごしやすい秋の季節になりました。

全米オープンテニスで錦織圭選手が決勝戦までコマを進めましたが、残念ながらクロワチアのチリッチ選手に負けて準優勝でした。子供の頃からの夢(世界のチャンピオンになる)がもう少しで叶うところでした。ちなみに優勝賞金は3億2000万円、準優勝は1億5000万円です。凄い金額です。税金もすごいと思います。これは子供のころからの夢を実現しようと努力を続けた賜物であると考えます。

話は変わりますが9/10報道ステーションで東日本大震災より3年6カ月経過した陸前高田市の町の様子と仮設住宅についてのニュースが流れていました。町は地面を約10mかさ上げするため、山よりベルトコンベヤーにて町の真ん中まで土を運び、町全体をかさ上げするのです。完成には、あと4年ぐらいかかるということです。仮設住宅は主に学校の運動場にあり2300戸あったのがこの3年で撤去出来たのが28戸という少なさです。神戸北ロータリークラブで陸前高田の子供たちを神戸に招待し、子供たちに夢を持つようにした企画は大変良かったと思います。仮設住宅のある狭い所へこちらから出向いて子供たちに夢を持ちなさいと言っても何も効果はないと思います。やはり、20年前に大震災を経験している神戸の町に来て、凄く復興している街並みを見て、勇気が湧いてきて、夢を持つことが大切であると分かってもらえたのではないかと考えます。

例会場 ANAクラウンプラザホテル神戸 9F 〒650-0002 神戸市中央区北野町1丁目1 TEL. 078-291-1121
例会日 金曜日 18:30～19:30
事務局 ANAクラウンプラザホテル神戸 11F 〒650-0002 神戸市中央区北野町1丁目1
TEL 078-231-2211 FAX 078-231-2211
E-mail: knrc@ace.ocn.ne.jp ホームページ: <http://knrc.exblog.jp/>

⇒幹事報告(阪本幹事)

ガバナー事務所より

1. 社会奉仕委員会からのアンケート調査のお願い
2. 2014-15年度グローバル補助金プロジェクトへの拠出金ご協力のお願い
3. 2014-15年度地区補助金奨学生(タイプ1)募集のお知らせ
4. 2015年R I サンパウロ国際大会地区旅行のご案内(回覧)
5. 本日より広島・丹波地方豪雨災害義捐金募金の御協力をお願いします。
6. 他クラブの週報を回覧します。

⇒委員会・同好会報告

・会員増強委員会

西岡委員長

会員増強委員会より、増強チームの編成を先週手箱にお配りしましたが、再度委員会よりご説明させていただきます。2ヶ月に一度チーム毎に各班のチームリーダーに増強の進捗状況を発表して頂き、成果を上げていきたいと思っております。ここで各班のリーダーを発表させていただきます。

1班、石田さん、2班、茅園さん、3班、中西さん、4班、西岡、5班、大久保さん、6班、八十島さん。各リーダーに情報を集約して発表して頂き、増強のモチベーションを上げていきたい。

各班長には、来月末に成果を発表して頂きます。よろしく申し上げます。

⇒本日の例会プログラム

「弁護士費用について」

西村文茂会員

- 1 弁護士費用がよく判らない、高いのではないかという不安は、市民にとって弁護士を縁遠いようにしている大きな要素と思います。

弁護士の仕事は、商品の販売や定型的なサービスの提供ではないので、確かに、判りにくい面があります。また、弁護士の仕事は、全てオーダーメイドですので、難しい案件、長い時間と膨大な労力を要する案件では、弁護士費用はどうしても高くなります。

- 2 個別の案件についての具体的な報酬額について、以前は、**日本弁護士連合会報酬等基準**がありましたが、廃止されました。現在は、各事務所で**弁護士報酬基準**を備え置くことになっていますが、廃止された日弁連報酬等基準をそのまま事務所報酬基準にしている事務所が多いようです。
- 3 日本弁護士連合会の**弁護士職務基本規定**では、弁護士報酬について、次のような定めがあります。

「24条

弁護士は、経済的利益、事案の難易、時間、労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない。」

これは、過大な弁護士報酬を請求してはいけないということです。

「29条1項

弁護士は、事件を受任するにあたり、依頼者から得た情報を基に、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬、費用について適切な説明をしなければならない。」

これは、受任時に事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬、費用について、適切な説明をしなければならないということで、依頼者から求められれば、見積書を作成することになります。

「30条1項

弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。」

これは、弁護士費用について、争いを避けるために契約書面を作りなさいということです。

- ◎ ビジター 1名 中村 吉貴様 (東京北 RC)
- ◎ メークアップ 1名 石田会員 (8/26) 神戸ベイ RC
- ◎ 欠席者 5名 明石会員、堀内会員、増田会員、矢野会員、八十島会員
- ◎ 出席報告 小塩出席委員長

例会日	会員数	出席会員数	免除会員数	メークアップ数	欠席会員数	出席率 (%)
9月12日	27名	19名	3名	0名	5名	79.16%
8月29日	27名	19名	3名	0名	5名	79.19%

行事予定

- ◆ 第2回「会長・幹事会」のご案内

日時：2014年10月6日(月) 18:00~20:30

場所：中納言 プラザホテル店 神戸市中央区元町駅前 TEL 078-331-7918

会長、幹事出席予定

- ◆ ロータリー財団セミナーのご案内

日時：2014年10月12日(日) 13:00~ 場所：神戸学院大学ポートアイランドキャンパス

出席要請者：会長、会長エレクト、R財団委員長、国際奉仕委員長、社会奉仕委員長の中から3名

♪今週の歌♪

夕焼け小焼けの 赤とんぼ
とまっているよ 竿の先

十五で姐やは 嫁に行き
お里のたよりも 絶えはてた

山の畑の クワの実を
小籠につんだは まぼろしか

夕焼け小焼けの 赤とんぼ
負われて見たのは いつの日か

赤とんぼ



